アクリレート繊維に関する 繊維製品品質表示規定が改正されました!

①改正の主旨

令和6年4月に「繊維製品の混用率試験方法」に関する日本産業規格(J | S L 1 0 3 0 – 2(以下「J | S」という。))の改正に伴い、家表法第3条第1 項の規定に基づき定められた「繊維製品品質表示規程(以下「繊維規程」とい う。)」のアクリレート繊維の混用率の表示の適正化を図るため、公定水分率・ 指定用語の改正を2025年1月1日に行うこととなりました。

2改正点

・指定用語: 旧) 合成繊維(アクリレート)→新) アクリレート ・公定水分率: 旧) 0.0% →新) 30.0%

③改正のポイント

公定水分率が規定されたことにより、実態に即した表示を行うことが出来、商取 引上での混乱の解消、消費者に対して正確な組成表示を提供することが可能にな ります。

> 2025年1月1日 施行

改正前						改正後				
分類	種類		指定用語	水分率		分類	種類		指定用語	水分率
	ポリアクリ ルニトリル	アクリルニトリルの 質量割合が85%以上のもの	アクリル	2.0%			ポリアクリ ルニトリル	アクリルニトリルの 質量割合が85%以上のもの	アクリル	2.0%
合成繊維	系合成繊維	その他のもの	モダクリル			合成繊維	系合成繊維	その他のもの	モダクリル	1
	アクリレート繊維		合成繊維(アク リレート)	0.0%			アクリレート繊維		アクリレート	30.0%

猶予期間:1年間(2025年1月1日~2025年12月31日)



ボーケンでは、アクリレートをはじめさまざまな繊維の鑑別、混用率 試験に対応するとともに、各種表示に関するご相談も承っております。 是非ご活用ください。

上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。

東京試験センター 〒135-0001 ^{東京都江東区毛利1-12-1} TEL:03-5669-1380 FAX:03-5669-1381

<u>X (エックス) @boken1948</u>

なさまのフォローお待ちしております!

試験動画や豆知識など役立つ情報を発信しています!み

